



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



日差しは春ですが、まだときどき寒さがぶり返します。いかがお過ごしでいらっしゃいますか？

この3月に息子は野球チームを卒団し、6年間の野球生活を一旦終えました。私も式の初めから終わりまで涙…でした。土日は野球でつぶれてしまうので、やらないといけなこともこなせず、ストレスも正直ありながらの生活でしたが、こんなに子どもと同じ空間、同じ空気の中で過ごすのも、これからはそんなに多くないのかな…と思うと、私にとってもとても貴重な6年間でした(^.^)



\*人間関係に活かす！心理学\*

～5秒の会話で相手の性格がわかる!?～

相手の話すスピードは、どんな性格を表しているのでしょうか。

早口は、競争心が強く、自己主張が強い人。頭に思ったことを少しでも早く相手に伝えたいと思う気持ちの表れです。

ゆっくり話すのは、自信家。早く話さなくても、相手は自分の意見を注目していると思う心理の表れです。

また、話すスピードは、その時の“精神状態”も大きく影響します。ウソをついているときや後ろめたいことがあるときは、人は早口になる傾向があります。早口で弁解することで、相手に考える暇を与えないようにするのは、いつもゆっくり話す人が早口になったら注意が必要です。

「人間関係に活かす！使うための心理学 ポーポープロダクション著」



## ★これで完璧！ 3月の事務★



### ☆所得税の確定申告☆

平成 24 年分の所得税について、3月 15日までに確定申告と納付。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

2 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、3月 11日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

2 月分の社会保険料・児童手当拠出金を 4月 1日までに納付。

### ☆1 月決算法人の確定申告と納税☆

1 月決算法人の確定申告と納税、7 月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 3月中の決算応答日までです。



### \*協会けんぽの健康保険料率は据え置き\*

平成 25 年度の健康保険料率は、現在そのまま据え置くことが決定されました。25 年 3 月分（4 月納付）以降も、協会けんぽの健康保険料率、介護保険料率は変わりません。

## 労働契約法の改正について ～5年を超えると無期雇用に転換～

労働契約法の一部が改正され、平成 25 年 4 月から施行されることになりました。内容は、有期雇用契約を繰り返し更新し、通算 5 年を超えた場合には、当該従業員から無期雇用契約に変えてほしいという申し出があれば、雇用主はそれに応じなければならない、というものです。ポイントは、以下のとおりです。

①転換の申し出は、当該契約期間中に行うこと。

何度か雇用契約を更新している場合、その契約期間の間に次期の契約について、無期雇用への転換を申し出を労働者が行った場合、次期の契約から無期雇用にしなければなりません。

②無期雇用とは、正社員にするということではありません。

無期雇用を正社員化と誤解している人がいますが、期間を定めて雇用する有期雇用から、期間を決めないで雇用する無期雇用にすることによって、正社員にするということではありません。

③5年というのは、今年の4月1日以降の新たな契約更新から数えます。

有期雇用で5年雇うと転換権が発生するわけですが、この5年というのは、今年の4月1日以降から数えますので、今までに何年雇用しているかは関係ありません。この4月1日以降の新たな雇用契約締結、あるいは契約更新から数えて5年を超えた場合のことなので、実際に転換権が出てくるのは5年以上先の話となります。

④転換後の待遇は変えなくても構いません。

無期雇用にした後、給与を上げたり、職務・勤務地・労働時間・休日など他の労働条件を変えたりする必要はありません。ですので、無期雇用に変えたら直ちに人件費が上がるということにはなりません。ただし、就業規則などで労働条件を定めている場合には、転換した人たちが就業規則のどの条件に当てはまるのか、などきちんと整備しておかなければ、結果的に正社員就業規則に適用することになってしまい、条件が引き上がってしまうリスクがありますので、あと5年以内には十分に対策を取っておかなければトラブルになってしまいます。

⑤雇用契約書・労働条件通知書などに、契約更新の有無や基準を明示しなければなりません。

労働契約法の改正に併せて労働基準法施行規則も改正され、この4月からは有期雇用契約を結ぶ際に、雇用期間とともに契約更新の有無と更新の基準を書面で明示することが義務付けられました。今までの書式に、その2点を必ず追加してください。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

